

豊後国稲葉家伝来天和度朝鮮通信使川御座船関係文書について

大澤 研一

はじめに

本稿は、大分県臼杵市教育委員会に所蔵される豊後国臼杵の大名稲葉家に伝来した文書のうち、天和二年（一六八二）に来日した朝鮮通信使を大坂で出迎えた川御座船に関連する史料を紹介し、通信使の迎接態勢の一端を明らかにすることを目的とする。

筆者は二〇一七年に著した論文のなかで川御座船の船団編成を明らかにした（大澤二〇一七。以下、拙稿）。ここでは川御座船の船団編成としては正徳度に画期がみられることを指摘したが、残された課題として川御座船がどのように準備され運航されたのか、その具体像の解明をあげたところである。本稿はその課題解明に向けての作業のひとつである。

本稿で稲葉家文書を取り上げる理由は次のとおりである。第一に幕府・対馬藩という通信使の迎接を主導する側ではなく、実際に川御座船を提供した側の史料という点である。通信使の迎接態勢の全体像を明らかにしようとする場合、さまざまな立場の史料を検討する必要がある。川御座船に關していえば、船を提供する側の大名の状況解明は欠かせないであろう。

二点目として、今回とりあげる史料が天和度聘礼時のものという点である。天和度は現段階では川御座船を提供した大名の全体像が具体的にわかっていない。最初の年度であり、かつ稲葉家が天和度に提供した御座船は正使船というもとも格の高い位置づけを与えられたのであった。この稲葉家がどのような船を用意し、そのためにどのような準備段階があったのかが明らかになれば、同様に川御座船を馳走した他の西国大名の状況や、通信使の迎接に際し幕府が川御座船をどのように位置づけていたのかを考えるうえで大きな参考となるろう。

では、以上を念頭に置きながら、まずは天和度において正使から以酌庵長老にいたる主要メンバーを乗せた川御座船がどのようなタイミングで準備され各大名に割り振られたのかについて拙稿をもとに概略述べ、史料解の参考に供することとしたい。

一 天和度の川御座船提供大名の選定

第四代將軍家綱が延宝八年（一六八〇）五月に没したのち、後嗣綱吉の

將軍就任を祝賀する通信使の来日が決まったのは翌延宝九年（天和元年・一六八一）九月のことであった。通信使が漢城を発つたのはさらにその翌天和二年（一六八二）五月八日であり、途中釜山からは通信使船（外洋船）に乗り、七月十日に赤間関、十六日上関、十九日鎌刈、二十一日牛窓、二十二日室津、二十五日兵庫を経て七月二十六日、大坂へと到着した。

日本側における川御座船準備の過程をみていくと、天和二年（一六八二）二月十七日、老中大久保加賀守忠朝（通信使来聘総責任者）邸において、十二名の大名に対し今秋訪れる通信使の迎接に向け、川御座船を準備するよう指示が出された（「天和二壬戌年朝鮮人來朝之日記」¹⁾）。

そしてこの時、十二名のうち三名については三使用の船を提供するよう定められたが（ただし正使船・副使船・従事官船のどれを担当するかは決められなかった模様。この点は後述）、残る九名の大名については担当船が全く示されなかった（「來朝日記」）。

十二名の大名とは次のとおりである。

・三使用船提供 水野美作守、伊達遠江守、稲葉右京亮
・担当未定 松平大膳大夫、松平安芸守、松平土佐守、松平隠岐守、松平淡路守、松平若狭守、本多中務大輔、小笠

原遠江守、松平主殿頭

その後通信使が大坂へ向け瀬戸内海を航行していた七月二〇日頃、通信使に同行していた宗対馬守より大坂役人中へ連絡が届いた。それは大坂で必要な川御座船の数が全体で八艘というものであった。八艘のうち三艘（三使用船）はすでに提供大名が内定していたので、残る未定分から五艘（五名）が選ばれる段取りであった。

ところが、九名だった未定分については、この段階ですでに二名（松平

若狭守・本多中務大輔）が候補から外れており²⁾、そのため残る大名七名の大阪留守居が立会うなかで綱引きがおこなわれ、五名が選ばれることになったのである。そして、参向時と帰向時それぞれに五名の「当選」と二名の「落選」が決定されたのであった。

このように天和度における川御座船の提供大名の全体像に関する動きは、天和二年二月以降具体的にみえてくる。しかし、提供大名の候補者選定についてはそれ以前から動きがあった。これも拙稿で紹介したが、明暦の大火により明暦度通信使の迎接資料を失った幕府は天和度通信使を迎えるにあたり、関係大名に明暦度の前例を問い合わせた模様である。たとえば山内土佐守豊昌はその問いかけに対して天和元年十月十六日、明暦度では「川船一艘」により「大坂より淀迄為送迎出申」した実績のあったことを述べ、さらに「来年朝鮮人來朝之節者如何様共被仰付次第相動申度奉存候」³⁾と天和度においても川御座船馳走の希望を訴えたのであった。

さらに次のような動きもあった。大久保加賀守忠朝が十二名の大名を選ぶ直前の天和二年正月、幕府は通信使の道中確認のため巡見使を送り、同日・六日と大坂船手立会いの下、大坂・淀間の淀川筋検分を実施した。その際、山内家は川御座船の提供を求められたが、あわせて「川之浅深」を確認するため「大船」を使用したとの意向と、今回は通常時より水主・綱引き人足を減らして運航すべき旨が伝えられた。山内家はこの機会を喜び、巡見終了後に大坂船手に礼を述べるとともに、同秋に予定されている通信使来坂時に船御用を仰せつけられるようお願いしたのである。この時、大坂船手は「此方之御船御用ニ可有御座候得共、只今拙者共として難相究候、其段ハ江戸江申遣被仰下次第二候間、其分相心得候へと被仰聞候」⁴⁾と応えており、この検分への協力実績が山内家にとって有利に働いた可能

性を示唆している。なおこの時、巡見使は山内家の川御座船の状態を確認し、修復は無用と判断したが、山内家側はもとも修復の予定があつた旨を伝え、「勝手次第」との返答を得ている。これ以降の山内家の動きは確認できないが、最終的に山内家は天和度において上々官第二船を命ぜられ、無事御用を務めあげたのであつた。

こうした提供大名の絞り込み以前の動きは後述の①号文書からもうかがうことができる。幕府・大名双方の思惑が一致することで提供大名の候補者が決められていったものと推測される。

二 文書翻刻

次に天和度通信使に関連する四点の稲葉家文書を年代順に翻刻することにした⁽⁵⁾。なお、丸囲み数字は本稿における通し番号であり、文書名称および「」数字については『白杵藩政史料調査事業報告書』⁽⁶⁾における名称と文書番号である。

①「大坂御川舟之儀申来ル状」西年（天和元年）十月十一日付

【包紙】〔174-2〕

「大坂御川舟之儀申来ル状

西ノ

十月十一日 服部長右衛門

【本紙】〔175-3〕

（端裏書）

「御川舟之様申来

十一日之状 大坂 済

猶以申上候、去ル七日町便被申上候、近時相達可申候与奉存候、

以上、

町便を以一筆啓上仕候、殿様益御機嫌能被成御座之旨、恐悦至奉存候、

（中略）

一、去ル七日町便を以申上候通、一昨九日川御座船御見分之御奉行御与力宇津尾太郎右衛門殿・多川九太夫殿御兩人御廻候、此方御川御座船囲・雨戸以下取払掃除等念入、御船飾

殿様御上下之節之様二仕、首尾能懸御目申候、御奉行衆被入御念御見分書付被帰候、爰元藏元中申合、翌十日二右御兩人衆へ罷出相勤申候、御奉行衆私二被申候者、随分能御船二而御座候、川筋二而も忝二番之御船二而御座候間、多分今度之御用二御達可被成と被申候、将又川御座船御見分之節、御奉行衆へ申達候者、屋形少高御座候、常は不苦候得者、少々川水増申節ハ梅檀木橋無心元奉存候由申候得者、御奉行衆被申候者、横棟紀伊国丸と申両艘之御船御座候、先年も福嶋川通り申候、若土佐堀川筋通り申候者、小橋之分者はつし申答二候間、屋形之高分少も不苦候由二御座候、私申候者、内々屋形少さけ可申様二右京亮申候得共末□とハ極不申候、若さけ申候ハ、只今御見分二重而相違可仕候、不苦候者此方勝手次第可仕候間、内々左様御心得可被下由申候、御当地弥相替儀無御座候、猶追々可申上候、恐惶謹言、

服部長右衛門

十月十一日 正次（花押）

栗屋十左衛門様

岡部忠太夫様

服部長右衛門正次（白杵藩大坂蔵屋敷の留守居か。③号文書参照）が国許に送った書状とみられ、天和度通信使来日の前年、天和元年（一六八一）十月九日に大坂船手の与力宇津尾太郎右衛門・多川九太夫による稲葉家川御座船の検分があったことを報告している。船飾りを藩主の参勤交代時に合わせて用意したところ、検分の結果、川筋にて一番または二番の船との高い評価を受け、今回の朝鮮御用を仰せつかる見込みのあることが告げられたという。

なお服部は船の屋形が少し高く、水量が増した際には梅檀木橋の通航が心もとないとの懸念を伝えたが、それに対して先年は福島川（堂島川）を通航しており、もし土佐堀川を通航することになれば小橋は撤去されるはずなので心配には及ばないとの返答を得た。稲葉家では内々に屋形を少し下げたことを検討しており、それを実施すると検分時と相違することになる可能性を伝え、了承を求めたのであった。

明暦度には堂島川通航の precedent があつたこと⁽²⁾、および先の山内家同様に大名側が積極的に川御座船の修復の意志を示している点が興味深い。

②「水野右衛門大夫様被仰渡」戊年（天和二年）三月五日付

【包紙】〔173-1〕

「川御座之儀ニ付

水野右衛門大夫様被仰渡書付

戊三月五日

（墨引）

【本紙】〔180-1〕

水野右衛門大夫様被仰渡候趣、先日加賀守殿被仰渡候通、朝鮮人来朝ニ付

於大坂川舟御出被成候船拵様旨儀も無御座、平生御上下之時分之通御拵御出可被成候、船中従 公儀為御馳走折御載被成候、朝鮮人登り之時分者大坂御代官衆今右之折出申候、下向之刻者淀御代官方今出申候、若滞候ハ、於大坂御代官方へ可申達由、船引申者は両川へり之者出申筈ニ御座候、已上、

天和二戊

三月五日

右之通岡田立平ニ被仰渡、

天和度通信使来聘にあたり、天和二年（一六八二）三月五日來聘御用役の寺社奉行水野右衛門大夫忠春から仰せ渡された大久保加賀守忠朝の指示を伝えている。川御座船については新たな拵えを施す必要はなく、通常の参勤交代時と同様の仕様で用意すべきことや、船中で通信使に供される折り（菓子などか）については、参向時は大坂代官衆、帰向時は淀代官が担当することを述べている。①号文書において屋根の高さ調整の可能性が述べられていることとかわるのであるか。

前述のように、これに先立つ二月十七日に稲葉家は大久保から三使用船のいづれかを提供するよう命ぜられていた。それをうけて詳細な指示が順次与えられたことが本文書よりわかる。

③「朝鮮人来朝之時川御座船乗覚書」天和二年〔571-8〕

【表紙】

「天和式壬戌年

朝鮮人来朝之時川御座船乗覚書」

【本紙】

(一才)

覚書

一、天和式壬戌年七月六日朝鮮人来朝付諸家川御座船御用ニ被召出之分、此方御家之御船・伊達遠江守様・水野美作守様御船右三艘三使之乗船也、松平長門守様・松平土佐守様・小笠原遠江守様・松平隱岐守様・松平主殿頭様御船右五艘官人并出家衆乗船也、右七月廿六日之朝四つ時分、木津川筋角ノ

(二ウ)

御番所へ揃可申之旨、同日早天ニ從御船手御奉行様方御触有之、四つ前彼所へ揃申候処ニ、須田与左衛門様・水野甚五左衛門様御番所へ御出被成候、此時遠江守様・美作守様・此方上乘之者共并大坂御蔵屋敷御留守居共、各小船一艘ニ乗組為窺御機嫌罷出候処、則御逢被成、今日天氣能珍重之旨御挨拶有之、扱各本船へ罷帰候時、与左衛門様御与力宇津尾太郎右衛門、甚五左衛門様御与力齋藤庄左衛門、上下

(二才)

着仕、御書付此方御船へ持参被仕、正使乗船ニ稻葉右京亮川御座船被仰付之旨被申渡也、從其次之船段々被仰渡相濟、終而何茂水主歌謠可申之旨被申渡之、則謠出御船各押下申候、御与力衆茂小船ニ乗被差下、三軒屋^(家)之下こふかりと申所ニ而宗对馬守様之御家来衆へ川御座船何も引渡被申候、对馬守様御家頼内野市左衛門与申仁、小船ニ乗、正使之船印持参仕、此方へ被渡候、

(二ウ)

花色之四半ニ白キ正ノ字也、則御船頭森田仁左衛門請取之、舳先之方ニ立ル、扱嶋雄八左衛門与申仁、此方御船上乗ニ参候旨被申聞引合、

則八左衛門御船乗申候、供之者大分残置、若党式人・鎗持忝人・草履取一人・挟箱持忝人御船ニ乗申候、又小侍大浦新左衛門・加瀬五右衛門・中山加兵衛与申仁乗申候、此五右衛門・加兵衛通事之由也、服部長右衛門茂此所迄御船ニ乗参、此所より罷帰候、

(三才)

一、右同日巳ノ下刻、朝鮮人之船六艘大坂川口大船屋へ参着仕候、彼所へ川御座船押下申候、昼時分程ニ正使御船ニ乗移被申候、從其少前ニ書簡船参候哉与被相尋牀ニ候へ共不参付而、書簡箱御船ニ乗せ艫之方内覆之下ニ置之、川内衆人等小船ニ乗、先達而衆執行上ル行列也、書付別紙ニ有、

正使

車僉知

(三ウ)

申博川

元三水

白萬戸

姜守門将

李哨官

李判官

鄭上判事

成進士製述官

鄭正良医

(四才)

李参奉写字官

小姓五人

納戸役一人

同手代式人

下々六人

右之分、從川口大坂迄乗組參申候、

一、正使川御座船ニ乗移被申、少間有之而、嶋雄八左衛門遂相談、熨斗三

方ニ乗出、扱たはこ盆出之、

(四ウ)

一、御船乗移学士有詩作

題彩艇

万頃浜波鏡百平

彩舟横処夕陽明

雕欄画棟金争粲

繡戸文窓玉刻成

點々螺鬢迎遠客

依々樹色引帰旗

棹歌催尽征帆落

(五才)

此夜晩留大坂城

壬戌孟秋 翠虚散人老子

一、福嶋川筋上ル、難波橋之上へ同日酉ノ刻着岸也、三使之船着場三所ニ

拵有之、東之方川上ニ正使之船可着之旨、御船手与力衆指図也、

一、此節從 公儀御馳走被 仰付御事候間、御船被出迄ニ而、外ニ御馳走

構無御座之旨、最前被 仰渡之由付而、御料理道具

(五ウ)

并御菓子等至迄朝鮮人ニ出心得ニ而無御座候、对馬守様御家頼・上乘

衆へ為馳走、干菓子・杉折ニ組用意仕、六日ニ出申候、官人共方へも

出申候、八左衛門指図也、

一、九左衛門儀、正使乗船ニ可乗之旨御町御奉行様・御船手御奉行様方よ

り御留守居方迄被仰渡之由也、

上下着仕正使之船ニ乗

一、上下拾人

若林九左衛門

(六才)

鐘壺本

長柄笠

挾箱 但道具笠者台所船ニ立申候

十徳着仕正使之船ニ乗

一、御茶道具

竹尾林茶

御船飾

一、川御座船御屋形上幕緋緞子、下幕紫絹白キ御紋付、

(六ウ)

一、艫之日覆緋緞子、四方ニ紫絹幕御紋付引廻申候、但淀より下之時ハ緋

緞子之切幕ニ仕候、

一、舳先匙差之居申候処、懸船ニ而者日覆紺木綿四方ニ紫絹御紋付ノ幕引

廻申候、

一、今度仕候立添之印、吹抜緋ちりめん、但輪のさし渡四尺、絹の長さ九

尺、上の出シ白キ角取紙柄ノ長サ式間半浬也、

(七才)

一、正使之印、花色絹四半二白キ正ノ字也、舳先之方ニ立申候筈笛巻也、
黒キ夏羽織袴着仕

一、御船頭 森田仁左衛門

一、矢倉者式人、帷子浅黄ゆかた染羽織、右同前、金之唐団扇、箱ノ緒付
たるを持、

一、取梶おもちの鈴引役人壹人帷子、右同前、

(七ウ)

一、歌組之水主拾六人、帷子浅黄、ゆかた染白キしゆるの葉大小ちらし、
歌頂戴人ハ地白ニ大かたちらし付たるを着也、

一、御船手与力衆小船二乗、正使之乗船先左右ニ乗被上、但持鐘舟ニ有之、

一、町与力衆双方ニ兩人宛上下着小船乗、正使之乗船艦之方左右ニ行儀ニ
被乗、但舟ニ鐘有之、

一、八月二日辰ノ刻、朝鮮人最前之舟

(八才)

場より川御座船乗、淀へ罷上ル、押出水主歌謡、

一、此時分、宗対馬守様御家頼古川平兵衛と申仁上乘ニ被参候、上下七人

御船二乗、其外供之者ハ対馬守様よりの借船二乗上ル、道具・笠など

も右之船ニ立申候、小侍加瀬五右衛門・俵長左衛門と申仁此方御船ニ
乗参候、

一、枚方より少下之方ニ而、平兵衛・小侍・下々

(八ウ)

至迄御料理出振舞申候、濃茶迄出申候、御料理一汁三菜肴一種、此節
料理方万為用事御弓足輕宮崎留兵衛召つれ申候、并藤田又七をも召つ

れ申候、

一、昼過枚方へ参着、彼所松平伊賀守様御馳走所之由也、正使ハ精進日之
由ニ而御馳走所江上り不被申候、朝鮮人台所船にて料理有之、此方御
舟ニ而昼ノ食事

(九才)

有之、

一、同日夜四つ半時分、淀へ参着仕候、此節古川平兵衛致相談、九左衛門

儀船之上り場へ先罷上、平兵衛ニ并居申候処ニ、従正使以上々官一礼
被申越候、通事・対馬守様御家頼中山加兵衛付被参候、付り御茶道林

葉御船頭仁左衛門方へも苦勞仕候旨口上有之、

一、淀へ罷上候刻、干菓子・杉重二重宛ニ仕

(九ウ)

二組又色々餅類肴色々入合、入念たる杉重二重宛ニいたし、二組入置、
古川平兵衛其外小船二乗申候、衆中為馳走出申候、尤官人等打寄賞翫

仕候、

一、従正使酒大樽壹ツ・杉重菓子一組御船中水主ニ給させ候様ニと給聞も

給させ候也、

一、此節申付御酒水主ニ給させ申候、

(十才)

一、朝鮮人九月十二日江戸発足、同廿六日京着仕候付而、同廿五日從御船
手御奉行様方来ル、廿九日川御座船淀へ揃可申之旨御触有之、依之伊

達遠江守様・水野美濃守様御家来衆申合、廿六日之朝水野甚五兵衛門
様・須田与左衛門様へ伺候仕候、御兩人様共ニ御逢被成、右之通被仰

聞候、両家之衆申合、廿七日之晚出船仕候、此方儀廿七日之晚七つ過

大坂出船、廿八日昼

(十ウ)

過八つ前淀へ参着仕候、御船手御与力田川九太夫・増田小左衛門へ参会、私儀三家之内ニ而一先へ参着仕、首尾能御座候、

- 一、於淀石川主殿頭様・町奉行田嶋五左衛門方より用之儀候ハ、可承由ニ而使被差越、其後其身も御船へ被見廻候也、并主殿様御用人之由、伊奈求馬と申仁御船御見物御船へ被参候、御用之儀も候ハ、町奉行迄申(マ)

(十一オ)

申聞置候間可申之旨被申候也、

- 一、九月晦日昼前、朝鮮人淀へ参着、御馳走場へ立寄不被申、直ニ川御座船ニ乗、御船ニ而昼之食事有之、朝鮮人台所船にて料理仕候也、
- 一、淀より下之時ハ、御返簡船松平長門守様御船被仰付候、正使之船より先達而川内参候也、枚方にて船懸仕、夜入酒迄指下酒表ニ御船泊申候、

(十一ウ)

- 一、对馬守様御家頼嶋雄八左衛門御船上乗被参候、小侍大浦新左衛門・加瀬五右衛門参候也、

- 一、御料理枚方より上ニ而出シ申候、濃茶をも出申、又者迄も御料理振舞申候、此時も御足輕留兵衛・又七をも召つれ申候、留兵衛儀ハ伏見迄御菓子之儀ニ付而遣申候、其後又長瀬六右衛門組党右衛門、伏見へ御菓子之儀付而遣申候也、

- 一、餅之類色々、肴類色々入組入念たり、杉重

(十二オ)

- 一、最前之通ニ二組并干菓子色々入合、二重宛ニ仕、二組御船ニ入申候、
- 一、枚方より下ニ而餅之類入たる杉重、正使へ出申候、不打置賞翫之由一

礼被申候、

- 一、干菓子同前にて对馬守様御家来衆へ出申候、
- 一、御船手与力衆、正使之船ニ附下被申故、夜入御船ニ有合候、諸白手樽壹ツ宛ニ干菓子一組宛差添、田川九太夫・増田

(十二ウ)

小左衛門方へ遣申候、事之外悦被申候、

- 一、对馬守様御家来衆へ夜風情出申候、
- 一、十月朔日之朝、酒漕出、大坂へ昼前参着也、御船中正使機嫌能下々至迄無恙大坂へ昼過参着也、参着之刻正使以官人通事色々被為入御念、御馳走忝旨、主君様へ以心得能々御礼可申上之旨、私迄被申候也、
- 一、朔日之朝、於酒表学士詩作有之、別

(十三オ)

紙可差上也、

- 一、对馬守様御家来衆へ朔日朝之料理早天ニ出候也、御馳走此中之通也、
- 一、上乘之者共三家申合、御町奉行様方御船手御奉行様方へ附届ニ直ニ致伺様候也、

- 一、御船之儀、前を以窺置候故、早速御屋敷前へ下申候、

(十三ウ)

- 一、朝鮮人十月六日大坂出帆之筈候間、川御座船五日昼迄之内ニ難波橋乗場へ可遣之旨、三日ニ御船手御奉行様方より御触有之候事、

- 一、十月四日之暮時分、御船手御奉行様方より俄又御触有之、朝鮮人五日之朝爰元出船之筈ニ成候間、川御座船早々乗場へ可廻之旨被仰聞候付而、四日之晩六ツ過時分御船乗出し、難波橋之上へ

(十四オ)

廻申候、此方儀ハ雇水主迄内々申付、乗組置申候故、少も無滞御船廻申候而、首尾能御座候、

- 一、五日之朝、三使・対馬守様御振舞、從其直ニ乗船也、朝五ツ過乗船行列、從淀罷下候時ニ同前天氣能、同日昼過川口大船懸迄差下、朝鮮本船へ乗移申候、御船中正使機嫌能、下々至迄無恙送届申候、正使此中御馳走仕候

(十四ウ)

御祝被申候御事、

- 一、正使へ入念候杉重二組進申候、但一組ハ餅之類色々肴色々入合候重也、一組ハ干菓子色々也、忝旨度々礼被申候也、
- 一、嶋雄八左衛門方へ干菓子・杉重出申候、
- 一、御船手与力衆へ杉重出筈にて候処ニ公用俄有之、不被参候也、
- 一、正使此間度々御馳走忝旨私迄御礼被申候也、私へ別扇十柄、壮紙式束給候也、

(十五オ)

- 一、朝鮮人罷帰候日、五日ニ者上乘之者共申合、熨斗目之小袖上下ニ而相勤申候、
- 一、朝鮮人本船へ乗移候以後、直ニ御船手御奉行様方・御町奉行様方へ附届ニ参候、此間上下共二度々付届仕候也、其夜罷帰候而、江戸へ御注進之書状認、翌日町飛脚立候也、旧□へ御注進申上候也、

(十五ウ)

御船へ入申候物之覚

- 一、小台子風呂釜

茶碗数多、但三使へ出候茶碗金銀焼付之かなふた也、茶碗台二ツ蒔絵

有之、但沓ッハ丹塗、沓ッ朱、

- 一、三方熨斗
- 一、御硯箱料紙
- 一、たはこ盆数多
- 一、手水手洗拭

(十六オ)

- 一、次ニハ茶弁当、初日ニ用申候、不自由ニ御取候故、其後どうこニ大やくわん仕居御茶たてさせ申候、

- 一、燭台手燭
- 一、木椀数多

- 一、大坂より川口迄罷出候時、干菓子二組持参仕候、
- 一、大坂分淀へ罷上候時ハ、杉重四組、但二組ハ餅類色々、肴之類色々入組たる杉

(十六ウ)

- 一、重也、二組ハ干菓子色々入合たる杉重也、
- 一、対馬守様より上乘之衆為馳走、弁当入度々振舞申候、
- 一、水主・雇水主共御酒・赤飯上下共ニ被下候也、
- 一、淀より罷下候刻、舟居候所のためにおろし、水主申付置、今度一段首尾能御取候也、

(十七オ)

- 一、大坂より淀へ罷上候時ハ從 公儀引水主五拾五人被 仰付候、此方公宰領申付遣候、刀さし黒羽織着仕候、昼ノ相印白ヲ四半ニ紺の御紋付双方ニ持、夜ルハ御紋付之大焼灯双方ニ忝ッ、

- 一、御船・供船共ニ大焼灯数々有明也、

一、朝鮮人江戸より罷帰候節、大坂より淀へ川御座船上を申候時ハ引かこ
従公儀不被 仰付候、此方々申付候也、

(十七ウ)

一、淀より罷下又朝鮮人罷帰候日限之間、雇水主婦シ不申候、其俣御船ニ
乗組を置申候、此故ニ今度日限俄ニ替候時、無滯一段首尾能御座候也、
一、今度従 公儀供船三艘ニ而仕廻候様ニと被仰付候付而、台所船壹艘・
雨戸船老艘・雪隠船一艘此分也、
但三家申合通、船小船老艘右之外ニ召連申候也、

(付箋外れ)

「 今度従朝鮮国来朝惣人数上下

朝鮮船六艘 四百七拾五人、但船頭水主共二」

天和度の通信使は天和二年(一六八二)七月二十六日に大坂へ到着した。
この③号文書はそれに先立つ七月六日に召し出された川御座船御用八家の
名から書き出し、続けて同二十六日の状況について詳細に記す。また後半
では大坂から淀への遡上時や帰向時の様子、さらに川御座船に積載した接
遇用の備品などについて具体的な記述がみられる。その豊富な内容は興味
深いものが多いが、ここではそのすべてに触れることはできないので、川
御座船の運航にかかわる動きを時間の流れに沿って紹介・確認してみたい。
最初は担当船の決定である。七月二十六日朝四つ前、川口の大坂船手屋
敷前に三使船を担当する三家の上乗りと蔵屋敷留守居が集まり、船手与力
より稲葉家に正使乗船を担当する旨の書付が渡された。最終的な担当船の
決定は通信使到着の直前だったのである。

その後川御座船は木津川を三軒家下まで下り、そこで対馬藩宗氏家来に
引き渡された。そして同藩士より正使船の船印が渡され、船頭森田仁左衛

門(臼杵藩)がそれを受け取って舳先に立てた。船には上乗りの嶋雄八左
衛門ほか、数名の対馬藩士が同乗した。そしてここまで乗船してきた稲葉
家の服部長右衛門(①号文書参照)は下船し帰っていった。なおこの天和
度では国書船の有無が問われたが、用意ができていなかったため、国書箱
を正使船の艫の覆いの下に置いて保管したと述べられている。

さて、三軒家下から難波橋まで遡上するルートについては福島川(堂島
川)が使用された。そして難波橋では上流側に川御座船が着岸したが、さ
らにもっとも川上に正使船を着岸させるよう指示を受けたという。細かな
停泊位置まで指示が出されている点は興味深い。また乗組員にかかわって
は、十六挺の櫂を操る水主が「歌組」(歌を歌う役)として位置づけられ
ていた点がおもしろい(④号文書では「歌水主」)。

川御座船が大坂から淀へ向け出発したのは八月二日のことであった。対
馬藩の上乗りは古川平兵衛に交替した。昼過ぎに枚方へ到着し、松平伊賀
守による食事提供を受ける予定であったが、正使の精進日にあたっていた
ため、食事は「朝鮮人台所船」にて調理したものを正使船に運び済ませた
という。また正使より水主へ酒・菓子を振る舞いたいの希望が出された
ので、それをうけて酒が水主に給された。

次に帰向時である。通信使が江戸を出立したのは九月十二日であったが、
同二十五日になって翌二十六日に京都へ到着する旨が大坂船手から稲葉家
(大坂蔵屋敷)へ伝えられ、同二十九日に川御座船を淀に揃えるよう指示
が出されたのであった。参向時に淀までのぼった川御座船はいったん大坂
へ戻っていたのであり、この指示により川御座船は二十七日晩に大坂を出
航し、二十八日の昼過ぎに淀に到着したのであった。

通信使一行が実際に淀に到着したのは九月晦日の昼前だった。昼食は参

向時同様台所船で調理したもので対応したので、一行はすぐに御座船に乗り込んだ。そして参向時には用意されていなかった国書船が松平長門守(大膳大夫)の馳走により準備されており、正使船を先頭に国書船を加えた船行列が編成されたのであった。大坂に到着したのは一〇月一日の昼頃であったが、正使は船中で終始上機嫌だったという。

帰国のため釜山へ向かう通信使船の大坂出帆は一〇月六日となった。そのため前日の五日昼に川御座船を難波橋乗場に着岸させるべき旨が三日になって大坂船手から伝えられてきた。ところが四日の暮頃、通信使の出帆が五日朝に早まったことが告げられ、速やかに川御座船を乗場に着けるよう指示が出された。それをうけて四日の晩六ツ過ぎに急遽川御座船を着船させ、五日朝に難波橋を出発。昼過ぎには川口で待つ通信使船のもとへと到着したのであった。なお、別れに際して正使と日本側とのあいだで礼物の交換がおこなわれた模様である。また通信使船出帆後、稲葉家から大坂船手や大坂町奉行に対し届けが贈られたほか、翌日には江戸へ注進状(終了報告か)が町飛脚によって送られたのであった。

大坂船手からの指示は万事直前のタイミングであったり、急な予定の変更があったりした様子がわかる。しかし稲葉家はそれに着実に対応し、御用を無事終えることができたのであった。

④「朝鮮人來聘之節川御座船差出候書付」天和二年〔567-5〕

【表紙】

「天和二戌年

朝鮮人來聘之節川御座船差出候書付

稲葉伊予守」

【本紙】

(一才)

天和式壬戌年七月朝鮮人來聘

一、川御座船 壹艘

正使乗船

正使乗船之段、於大坂川与力衆船揃之節被申渡之、夫より同前川口江下り、宗対馬守殿侍、花色四半正之字有之印被渡、川舟舳先江立之、

(二ウ)

一、川舟長拾式間五尺

一、同幅式間五尺

此度造作之舟長幅大サ同断

一、同深三尺

一、供船 四艘 何茂布幕角折敷

三文字紋

印布白四半紺染入定紋

内

一、小屋形船 壹艘 水主七人

一、雨戸船 壹艘 同七人

(二才)

一、雪隠船 壹艘 同五人

一、小渡船 壹艘 同賄之見計

一、右四艘之船、従大坂淀江登り候節、引水主三拾八人、

一、船惣春慶塗、但欄干台廻りすきため塗金物あつき、上棚釘入頭あつき、

一、屋形長四間三寸外法、横幅七尺外法、

(二ウ)

一、棟高サ壹丈四尺四寸、将棊之間幕緋緞子、但下者雪隠、

一、屋形上之間三畳敷、張付惣金、外ニ床有、飾繩之彩色絵、但天井ハ金

張付、色絵花鳥、惣金まいら、内之張付、金飾繩之彩色絵、

一、同次ノ間式畳敷、内張付天井、まいら戸共ニ

(三オ)

右同断、

一、同三ノ間式畳敷、内張付天井、まいら戸共ニ右同断、

一、二階上ノ間三畳鋪金張付、釣廉ノ彩色絵、腰金まいら障子、やね裏溜

塗幕緋緞子、下幕紫絹白定紋、

一、同次ノ間式畳敷、張付まいら障子、幕

(三ウ)

右同断、

一、同三ノ間式畳敷、右同断、

一、艫左右袖板見透り板、溜塗あつき金物、定紋、

一、やねとち葺、黒塗唐破風、垂木はな金物あつき、定紋、

一、同箱棟黒塗左右所々金物あつき、定

(四オ)

紋、

一、惣立具屋形金まいら腰障子、下屋形惣金之まいら、

一、艫ニ出シやねすき溜塗、但板やね黒塗幕緋緞子、

一、屋形両縁側取置之日覆雨障子有、

一、同艫ノ幕、紫羽二重、白定紋、

(四ウ)

一、艫矢倉日覆紺木綿、幕緋緞子、

一、懸り船ニ而艫先日覆紺木綿、四方紫絹幕白定紋、

一、船印白四半、紺ノ定紋黒鳥毛ノ出シ、

(付箋)「唯今者紫羽二重之四半白定紋黒鳥毛出シ」

長サ九尺

一、立添之印吹抜、但 指渡シ四尺 白角取紙出シ、

緋縮緬

(五オ)

一、歌水主 櫓数とりかち八挺宛

拾六人

(付箋)「唯今之帷子地梯二結、熨斗紺染入」

浅黄ゆかた、染白しゆるノ葉大小ちらし、歌頭式人ハ地白帷子、

かうの図ちらし付、但冬ノ衣類木綿袷あいみる茶浅黄ニて八手ノ

葉ちらし、

一、艫先艫矢倉両所匙指

拾四人

帷子歌水主同前、冬ノ衣類是又右同断、

一、矢倉之者

式人

帷子歌水主同前、但黒羽織金之唐団扇持、冬ノ衣類是又右同断、

(五ウ)

一、おもかちとりかちノ役人

壹人

帷子右同断、冬ノ衣類是亦同断、

一、船頭

壹人

黒羽織袴

一、此方朝鮮人

正使

(六才)

車僉知

申博川

元三水

白万戸

姜守門将

李哨官

李判官

鄭上判事

成進士制述官

鄭正良医

(六ウ)

李参奉写字官

小性五人

納戸役一人

同手代二人

下々六人

合式拾六人

宗対馬守殿々

上下六人

(七才)

一、上乘侍

右同

一、通詞小侍

三人

此方々

一、上乘侍上下者

上下拾人

右同

一、茶道 十徳者

壺人

一、飛道具一切不乗事

一、川舟并供舟上下共夜二入有明数々大挑灯燈之、

(七ウ)

一、従大坂淀江罷登り候節、従

公義川舟引手五拾五人と札渡り候事、

一、右引手請取宰領式人 黒羽織

陸川端両側江遣ス、合印白四半紺ノ定紋、夜ハ大挑灯定紋双方

二ツ宛

一、朝鮮人下り之節、船すハリ候時、おろし水主供船之内ニ乗せ置、

(八才)

一、船差置道具

一、小台子風呂釜 小道具共

一、三方熨斗

一、硯料紙箱

一、たはこ盆 数々

一、手水手洗手拭

一、次茶弁当

一、燭台手燭

一、枕箱

(八ウ)

惣人数合百三拾九人、朝鮮人共二

内

拾九人 供船二乗組

三拾八人 右之船登り之節引水主

右者先年御用差出候船飾等此通御座候、此度此通仕候、弥其通可仕候儀御差図次第可仕候、

(九才)

以上

稲葉伊予留守居

三月十三日 藤田専右衛門

④号文書は天和度に稲葉家が提供した川御座船（正使船）および供船の仕様や乗員・備品に関する記録を収録している。ここではそのなかから川御座船の規模と乗員についてみておきたい。

下表をご覧いただきたい。これは本史料に記された稲葉家提供の正使船と正徳元年以降に正使船・副使船・従事官船・国書船として投入された幕府所有船の規模を比較したものである。稲葉家提供船は長さ十二間五尺、幅二間五尺という大きさであったが、この表をみると紀伊国丸をのぞき、稲葉家提供船は規模の面では幕府所有船と比べてなんら遜色のない船であったことがわかる。内部装飾の状況については両者を比較する余裕がないため後日を期したい表と思うが、少なくとも同規模の船を調達できるということは幕府が提供大名を選ぶうえでひとつの判断基準になっただろうし、この規模が川御座船の最低限の大きさと考えられていたことがうかがえる。迎接の実態を考えるうえで重要な情報といえよう。

また、本史料には稲葉家提供の正使船には四隻の供船（小屋形船、雨戸

名称	長さ	幅	檣数	建造年	備考	出典
稲葉家提供船(正使船)	12間5尺	2間5尺	16挺	天和2年以前	天和度のみ	「朝鮮人来聘之節川御座船差出候書付」(本稿)
紀伊国丸(正使船)	13間余	3間2尺	16挺	寛永11年	正徳元年より正使船	「手扣」本多家資料: 国立歴史民俗博物館蔵
土佐丸(副使船)	12間	2間5尺余	16挺	寛永11年	正徳元年より副使船	
中土佐丸(従事官船)	11間余	2間半余	16挺	寛永3年	正徳元年より従事官船	
浪速丸(国書船)	12間	2間4尺余	16挺	正徳元年	正徳元年より国書船	

船、雪隠船、小渡船)が随行し、合計五隻に一三九名が乗船したことも記されている。その内訳を整理すると次のとおりである（なお合計すると一三七名となり若干の誤差がある。また正使船の綱引き人足五十五名とその宰領二名は乗船者から外れる）。

・正使船 通信使一行（正使以下） 二十六名

船頭・水主ら（稲葉家） 四十五名

上乘・通詞（対馬藩） 九名

・供船 水主・引水主（稲葉家） 五十七名

ここから供船の五十七名を外した八〇名が正使船に乗ったことになるが、この数字と内訳についても筆者は寡聞して本史料により初めて知ることができた。正使船には実際に船を操る役割を負った稲葉家側の船頭・水主、それに上乘・通詞という対馬藩側の役人が同乗して運航がおこなわれたのであった。また通信使についても正使に伴ったメンバーの名と数が具体的に記された点で、実際に船を運航する側の関心に立った記録ならではということができるとはなからうか。

おわりに

以上、やや長くなったが、稲葉家によって提供された天和度の正使船に関する史料の紹介を終える。これらの史料から川御座船の準備過程や実際の運航の状況、船の

仕様等にかかわる具体的な情報が得られたといえよう。

このなかで、通信使の通航ルートの下見や船の検分が山内家や稲葉家のように実際川御座船を提供することになる大名家の船を用いながらおこなわれたことは、あらかじめ提供候補の大名家を絞り込んでいた様子がうかがわれるとともに、最終的な担当船の決定が通信使の大坂到着直前だったのは大名間の確執を防ぐねらいがあったものと推測される。

また船の仕様にかかわっては、細部の検討は今後の課題であるが、正使船に関する基礎データが明らかになったことで他の大名提供船に関する検討の素材が得られたものと考えられる。その意味で本史料の意義は大きく、かつ今後の活用が求められるといえよう。なお川御座船については絵画作品が比較的多く残っていることから、川御座船の仕様や運航の実態と絵画描写がどのように整合するののかという点についても今後の課題といえよう。さらなる検討を期したい。

【註】

- (1) 「天和二壬戌年朝鮮人來朝之日記」肥前島原松平文庫蔵（以下、「來朝日記」）。
- (2) 土佐山内家の「家老月番記録」によれば、早くに二月十九日段階で松平若狭守・本多中務大輔が外れた七名となっている（「山内家史料 第四代 豊昌公紀 第三十七卷」所収、高知県立高知城歴史博物館蔵）。
- (3) （天和元年）十月十六日付「山内土佐守覚」（「山内家史料 第四代 豊昌公紀 第三十七卷」所収「御記録」高知県立高知城歴史博物館蔵）。
- (4) （天和二年）正月八日付「渡辺忠左衛門尉・吉田猪左衛門尉連署状」（「山内家史料 第四代 豊昌公紀 第三十七卷」所収「家老月番記録」高知県立高知城歴史博物館蔵）。
- (5) このほか稲葉家文書には「天和式壬戌年七月六日朝鮮人來朝於大坂朝鮮本船

ヨリ御座舟乗移船着場迄行列」（183-4）が存在するが、同内容のものが対馬宗家文書に存在するので、今回は割愛した。

(6) 『白杵藩政史料調査事業報告書』第3分冊、白杵市教育委員会、二〇一六年。

(7) 現在のところ、通信使の堂島川通航は明暦度・天和度・延享度が知られる（大澤研一、二〇〇八、二〇一九）。

〔参考文献〕

- 大澤研一 「史料紹介 明暦元年朝鮮通信使大坂迎接関係史料」『大阪歴史博物館研究紀要』第七号、二〇〇八年
- 大澤研一 「通信使川御座船の船団編成について」『朝鮮通信使地域史研究』第二号、二〇一七年
- 大澤研一 「港から市中へ―川をさかのぼる通信使―」『朝鮮通信使と大阪』第15回、駐大阪韓国文化院H・P、二〇一九年

